

古代の私印について

On Private Seals of Old Times

高島英之

はじめに

- ① 私印の形態
- ② 史料にみる古代の私印
- ③ 私印の印文
- ④ 私印の用途と機能
- ⑤ 家印と個人印
- ⑥ 祭祀遺物としての私印

おわりに

【論文要旨】

発掘調査によって出土する古代の印章のほとんどは私印であるが、これまで官司・寺社印に比して専論も皆無に等しく、不明な点が少なくなかった。本稿では奈良・平安時代の現存する文書の印影22例、出土品・伝世品など138例、鑄型片2例、印影のある土器・瓦片5例等から、古代の私印の形態・内容・用途・機能について検討を行った。

形態では、蒼鈕有孔で印面の大きさがほぼ1寸5分以内のものが多く、印文は1文字が圧倒的に多い。印文は所有者の名前から取られる場合が多いが、純然たる吉祥句や成語から採ったものもあり、私印押捺の意味は、文書内容の証明と偽造・抹消・改竄の防止であり、印文の内容というより、印が押捺されていること自体に意義があるということになる。

なお、私印には家印と個人印とがあるが、当然のことながら家印は貴族階級に限られるものであり、正倉院文書にみられるような下級官人などが差出す文書に押捺されるのは個人印しか有り得ないわけだから、家印と個人印の違いは、本質的にそれほど厳密なものではなく、機能や押捺方法にもほとんど差異はないとみてよい。

いまひとつ私印には呪術性及び祭祀的な役割がある。私印を神仏に奉納することの意味は、宝物・財物の奉納というにとどまらず、自らの土地・財物に関するすべての権限を神仏に委ねることを意味したと考えられる。瓦・粘土板・土器等に私印を押捺したものは、墨書・刻書土器と同様、集落内における祭祀行為に伴うもので、日常什器とは異なる非日常の標識を施すことであり、祭祀に用いる土器を日常什器と区別し、疫神・祟り神・悪霊・鬼等を含んだ意味においての「神仏」に属する器であることを示したもので、神仏に対して祭祀の主体者を明示するものであったと考えられる。